

平成 3 0 年

議会運営委員会会議録

と き 平成30年8月24日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会議会運営委員会

日 時 平成30年 8月24日（金） 午前10時05分～午後 1時04分
場 所 品川区議会 議会棟 5階 第4委員会室

出席委員 委員長 渡部 茂 君 副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 飯沼 雅子 君 委員 伊藤 昌宏 君
委員 本多 健信 君 委員 石田 秀男 君
委員 横山 由香理 君 委員 あくつ 広王 君
委員 新妻 さえ子 君 委員 鈴木 ひろ子 君
委員 安藤 たい作 君 委員 石田 しんご 君
委員 松永 よしひろ 君

その他の出席議員 議長 松澤 利行 君 副議長 こんの 孝子 君

事務局職員 久保田区議会事務局長 岩本 庶務係長
黒肥地 議事係長 中村 調査係長

○午前10時05分開会

○渡部委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付してございます予定表のとおりでございます。

なお、本日は5名の傍聴申請がございますので、ご案内をいたします。その中で、1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

あわせて、傍聴者よりテレビ撮影の許可申請がございました。議題に入る前に、許可するか、しないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、これまでの例でまいりますと、動画による撮影は許可しておりません。なお、写真撮影については、議題に入る前の様子、つまり、頭撮りのみの許可をする取扱いが通例であったかと思えます。

では、それぞれご意見を願います。

○伊藤委員

従来どおり、頭撮りの撮影だけでお願いします。

○あくつ委員

従来どおりの取扱いをお願いします。

○鈴木（ひ）委員

共産党としては、写真撮影にしても、動画撮影にしても、委員会が開催されているその間中、自由に撮影していただいて結構です。

○松永委員

通例どおり、頭撮りでお願いいたします。

○渡部委員長

前回の議会運営委員会で、動画に関しても頭撮りしていただいておりますので、頭撮りということでもよろしくをお願いします。

それでは、この時間を利用して撮影してください。

[テレビ撮影]

○渡部委員長

よろしいでしょうか。

1 請願・陳情審査

平成30年請願第14号 品川区長選挙と品川区議会議員一般選挙の同日開催を求める請願

○渡部委員長

それでは、初めに予定表1、請願・陳情審査を行います。

平成30年請願第14号、品川区長選挙と品川区議会議員一般選挙の同日開催を求める請願を議題に供します。

本件は、初めての請願になりますので、まず書記より朗読をします。

[書記朗読]

○渡部委員長

ありがとうございました。

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、局長より説明願います。

○久保田区議会事務局長

私より、ポイントを絞りましてご説明をさせていただきたいと思えます。

こちらに書いてございますように、区長選挙と区議会議員選挙の任期の関係について、まずご説明をいたします。品川区長の現在の任期は、平成26年10月8日から平成30年10月7日までで、本年の9月30日、選挙が執行される予定でございます。また、品川区議会議員の現在の任期は、平成27年5月1日から平成31年4月30日までで、来年の統一地方選挙で行われるという予定でございます。

次に、こちらの請願書に書いてございます自主解散についてでございますが、こちらは地方公共団体の議会の解散に関する特例法に基づくというものでございまして、もし議会が解散されましたら、公職選挙法に基づきまして、解散の日から40日以内に一般選挙を行うことと、こちらは公職選挙法の第33条の第2項に規定されているというものでございます。

○渡部委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、区民の代表である議会の中で、こうした2つの選挙を1つにするというところを、すごく活発に積極的に提案されたり、議論されたという記憶が、私はないのですけれども、例えば議会改革の会議体なども立ち上げておりますが、そこで議論が深まったという記憶もないですし、そうした中で、今回こうした請願が出たということなのですが、率直に言って、これを求める強い区民の世論というのが、あまり実感できていないなところがあるのですけれども、そうした実感がありますが、そこについて、何か議会事務局などでは、そうした2つを1つにしてほしいという声が活発に届いているのか、お声があれば紹介していただきたいのと、紹介議員が今回2人、議会運営委員会のメンバーでもございますので、そこら辺、どんな形で、どんな声が寄せられているのかというのを紹介していただきたいなと思えます。

○久保田区議会事務局長

議会事務局にこのような声というのが直接的に届いたのは、この請願が初めてでございます。

○石田（し）委員

どのように届いているかということですが、我々もさまざま、区民の方々と話す機会があります。特にこの区長選挙は、区長選挙のみならず、区議会議員の補欠選挙も同時に開催をされます。そのタイミングと、我々の統一地方選挙で行われる区議会議員の一般選挙の前のタイミング、またその前後のタイミングというのは、区民の方も選挙に関しての関心が高いときでありますので、そのときに、最も我々のほうに、そういった話というのが寄せられることが多いです。

何を区民の方が言われるかということ、ここの請願に書いてあるとおりになりますけれども、1つは、2回選挙を近い期間で、短い期間でやられることの不便性を感じるということと、ここ最近の区長選挙においては、投票率が非常に低迷をしていること、また、2回選挙をやるほうが、1回でやるときよりも費用がかなりかかっているといった3点に関しては、何とか改善というのがないのかなというのは、多く寄せられています。また、区議会議員の補欠選挙についても約半年、7カ月の任期のみの選挙でありますので、その必要性はあるのかということも、区民の方からは寄せられる声であります。

そういった意味で、我々としては、この請願に紹介議員として名を連ねているということになります。

○本多委員

私も石田しんご委員も、把握している部分、似ている部分があるのですが、まず平成18年に前区長がお亡くなりになったときに、区長選挙とあわせて区議会議員の補欠選挙が行われました。まずそのときに、私は区民の方から言われました。この短い間に2回選挙をやるのか。それから平成18年、22年、26年、今回の平成30年という、何回かにわたりまして区民の方から、2回ある選挙は経費ばかりかかるよな、何とかならないのかというのを言われ続けているのが、私の手応えです。

○安藤委員

まだそういった意味では、ここに書いているような2回であることで、利便性というのがありますけれども、すごく面倒くさいよねとか、困っちゃうんだよねという話は、私はほとんどというか、全然聞いたことがないですし、あと、税金の無駄だよねという話も、私の周りではあまり聞かないなということなのですが、両人には届いているということなのですが、世論の高まりという点では、2つを1回にしてほしいという強い要望というのは感じていないというのが率直なところですし、議会でも議論が全然尽くされていないのではないかなと思うのですが、あわせて、議会等でこういうのは、かなり議論されたとか、質問で取り上げたということが、もし何かありましたら、覚えている範囲でいいのですが、紹介議員に紹介いただければというのが1つです。

それと、2つを1回にするというのは、できるのかという問題があるのですが、自主解散ということもありますが、自主解散をすると、これから半年間といいますけれども、実質は7カ月なのです。7カ月の間には、かなり重要な議論が集中することになりまして、3回の定例会と、決算特別委員会、予算特別委員会ということもありますので、3年半前に区民からの負託を受けて議員となっているわけですから、そのうちの期間的には約半年と言えますが、実質上は、議会の役割のかなりの重要部分を、この時点で仮に自主解散ということの方法しかなければ、みずから放棄をするという選択になると思うのです。

それというのは、やはり負託を受けた議員としてどうなのかということもありますし、みずからそういう議会で、切実な区民の皆さんの要求をいただいて、それを区政に反映させていくと。議会が税金の使い方をしっかりチェックしていくという、議会本来の果たすべき役割というの、みずからおとしめるというか、軽く見てしまうとか、放棄してしまうということにもつながりかねないという意味では、自主解散というやり方というのは非常に大きな問題があるなと思っております。

お伺いしたいのは、台東区などでは今度、区議会議員一般選挙と区長選挙というのを、次回の来年のときには一緒にすると聞いていますけれども、それはどういうルールで行われているものなのか、わかればお伺いしたいというのと、自主解散という形で、中間選挙の区長選挙のほうに、統一地方選である議会選挙を合わせるというやり方をやったところというのは、全国にあるのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

○石田(し)委員

まず初めの、議会でこれまで議論されたのかというご質問ですが、私が認識している限りでは、決算・予算特別委員会等で、そういった経費についてのご質問等がされたものと理解しています。また、公式・非公式合わせて、我々としてはこれまでいろいろなところで議論をしてきました。それは、会議が公式なのか、非公式なところなのかはありますが、議論は続けてきております。

それと2つ目ですが、自主解散についてですが、その場合、私の意見を含めてお話をさせていただき

ますけれども、前回の議運のときにもちょっとそんな話が出て、解散というのをすべきではないと。任期は4年間あって、負託されているのだから、任期を全うするのが議員の使命だというお話がありましたが、一方で、議会の解散というものが特例で定められております。これというのは、特例で定められているということは、それも1つの権利でありますので、一方的に、議員は任期4年間を負託されているのだから、先ほど少し乱暴なお話で、放棄をするというお話をしましたが、解散をするからといって放棄をするわけではないわけでありますから、そこは認識の違いもありますが、ぜひ一定の理解を示していただきたいなと思います。

また、いわゆる権利という話ですけれども、我々としては、解散権というのも1つの権利であって、経費削減、利便性、投票率向上、主にこの3つの視点でどういったことが可能なのかというのは、我々もさまざま勉強をしました。そんな中で、1つの道というのが解散しか、なかなかそれを合わせるということというのは非常に難しいのではないかという結論も、我々としては持っております。

なので、先ほどの議会運営委員会でも緊急性どうこうという話がありましたが、我々としては、この請願は、出された以上、しっかりと早急に議論をするべきだということで、今回、紹介議員となったという経緯ですので、ぜひご理解いただければと思います。

○本多委員

7カ月間の間には重要な決算や予算特別委員会があるという、それは例年のとおり重要な会議が予定をされるわけですけれども、仮に同日選挙が実現した場合、9月30日が投票日、開票日ということになりますけれども、それからすぐの任期が始まりますので、政治空白はないと思います。重要な議案審査ですとか、決算・予算の審議については、何ら支障がないと考えます。

○渡部委員長

ほかの都市の例があれば。

○久保田区議会事務局長

それでは、まず最初に、台東区の例でございますけれども、台東区に関しましては、今回、選挙が同日に行われるのは、直接台東区に聞いたわけではございませんけれども、公職選挙法の第34条の2の90日特例を使って合わせたものだと推測してございます。前区長が2015年、平成27年の1月に急逝されまして、それで3月、2月の終わりだったと思うのですけれども、選挙が行われて、議員のほうは任期満了が4月30日ということで、その前、90日以内に区長選挙がありますので、この90日特例を使って、次の選挙のときは同時に行うものということで、選管が発表しているということだと思います。

それと、次の自主解散の関係で、中間選挙に合わせた自治体はあるかということでございますけれども、こちらも総務省のホームページで平成19年の4月1日から平成28年の3月31日までの集計を確認したところ、中間選挙に合わせた自治体というものはございません。それで、1つあるのが、埼玉県の杉戸町だと思うのですけれども、埼玉県知事選挙がありまして、その一月後が町議会の任期でしたので、自主解散をいたしまして、埼玉県知事選挙と合わせたというのが1点、例としてございます。

あとは、首長選挙が統一地方選挙にありまして、議員選挙が統一地方選挙ではないときにあったというときに、統一地方選挙に合わせて議会を自主解散したという例が2つございます。

○安藤委員

今のご説明を伺っても、かなり無理筋だなと感じるのです。90日特例というのであれば、台東区のように、あそこはたしか1月に区長が亡くなられてしまったということで、かなり品川区よりも、さら

に短いという中で、90日特例も適用されるし、そういった規定を利用して、前回4年前にもそういった動きがあったみたいですけども、4年かけてといたしますか、今回は特例を使って一緒にやるということは、一定理解できると思ひまして、共産党も反対していないのですけれども、今回のでは7カ月で、90日特例はもちろん全然当てはまらないですし、なおかつ、特例法を適用してということしかないということですけども、特例法の趣旨というのも私はあると思ひて、それと今回どうなのかということもあります。

特例法は、「解散の請求に関する世論の動向にかんがみ」と示されています趣旨というところです。「世論の動向にかんがみ」と書いていますけれども、例えば市町村合併があつたりとか、世論の動向という点では政治腐敗とか、あるいは不祥事ですとか、そうした住民から議会の不信任を突きつけられるほどの世論が高まったときの特例法だと思います。なので、今回品川には当てはまらないのではないかと。しかも、全国的にはこういった特例法を使って、中間選挙に合わせていくというのはないわけですから、そういった点でも、やはり無理筋だし、道理がないということのあらわれだと私は思うのです。

お伺ひしたいのは、私はこれは特例法の趣旨に照らしても、その趣旨にそぐわないのではないかと思うのですけれども、もし見解があればお伺ひしたいのが1点と、中間選挙に合わせていくということになりますと、請願者の方のお気持ちもあります。投票率のアップという期待を寄せられているわけですけども、必ずしも投票率のアップになるのかという、一般的な事実として、統一地方選挙というときのほうが、マスコミ等の報道もあって全国的に注目もされますし、それに比べて中間選挙というのは、投票率が下がってしまう傾向があると思うのです。

そうした中で、中間選挙にあえて合わせていくというのは、投票率アップという請願者の方の願ひに照らしても、逆の事態も、特に区議会議員選挙のほうはあるのではないかと思うのですけれども、投票率アップというのであれば、日ごろからの区政や区議会の働きというか、動きが最も重要で、それに加えて、選挙戦の中での大いに区民にとって関心がある政策をしっかりと掲げて、しかもその政策をどう実現していくかということも含めて、区民の皆さんに選挙戦の間で大いに訴えられるという、そういう中身を変えていくということも含めて、そういったことのほうが本筋なのではないかと思ひてしまうのです。

2点目の質問としては、中間選挙に合わせてしまうということで、投票率アップにならなくなってしまふのではないかということについては、もし何かご意見がある方がいらっしゃいましたら、ぜひお伺ひしたいなと思ひます。

○渡部委員長

投票率アップの件については、請願者の思いですので、そこをどうこう答えられるということはないと思ひますが、委員の間でそれに関して何かあれば、お答えいただきたいのと、特例法の部分に関しては、局長が答えられるところがあれば。

○久保田区議会事務局長

特例法ですけども、いろいろな趣旨があつて制定されたものと私どもでは理解しているところがございますが、先ほども言いましたように、この特例法を使って解散している例もございますので、特例法の書いてある趣旨に沿った形でやられているというところもあろうかと思ひますし、法律で決まっているところがございますので、この法律の範囲の中で、法律を使ってやるということに関しては、違法性とかはございませんので、この法律の中での取扱いとしては、適法に他の自治体でもやられているものと思ひているところがございます。

○渡部委員長

投票率の向上については、個人の主観だと思いますが、委員の中で発言があれば、どうぞ。

○石田（し）委員

投票率の件ですが、この間、さまざまな選挙が行われております。その中で、いわゆる首長選挙と自治体議員選挙が別々の場合と、一緒にやった場合、全部の統計をとったわけではないですが、私の主観的に言えば、大いに同時の選挙のほうが投票率は高いというのは、ほかの自治体の選挙を見ている限り、明らかであります。単独選挙というのは、なかなか認識をしてもらえないことも多い中で、区長選挙と自治体議員の選挙を同時にやることによって、その地域では一定の区民の方たちへのアピールというものがされることがあるので、投票率は同時開催のほうが高いというのが、私の主観的意見ではありますが、これまでを見ている限り、そうではないかと。

そういう意味で、この請願者のお気持ちも受けとめ、紹介議員になったということでもあります。

○石田（秀）委員

先ほど来、議会で議論という話があつたりしているのですが、議会では必ずどこかで議論はしていくべきだと。なぜかという、先ほど来、平成18年からこういうことになってきたときに、我々も何でというのが、7カ月間という短い時間。法律上、半年というところがあるので、それはそれとして、我々も当時から、平成18年当初から、これは法律の問題でありますので、法改正をというのも言ってきたところもあります。最低でも1年や2年という期間があれば、区民の方々も受けとめ方が、特に補欠選挙もあるので、それが約半年というか、7カ月ですけれども、この前やったばかりで、またやるのかというようなお気持ちも出てくるのは、この期間の問題もあるのだろうと思っています。

そういう形の中で、では、残された道はどういうことなのか。我々がそれに対する、こういう区民の方の請願が出てきた方々に、どういう対応をしていくのかというのが、我々はやはり求められているのだと思っております、必ず半年なのか、1年なのか、2年がいいのか、もう一つ言えば、我々も区民の方々に説明するときに、統一でと言うけれども、統一、統一と言っているけれども、では実際、それは昭和22年にスタートして100%だったものが、今は、間違っていたら教えて。私の知っている限りでは、30%前半ぐらいまで落ち込んでいる状況がある。

それは、約7割は時期がずれて選挙が行われていて、実際は3割ぐらいなのですよというご説明をすると、何だ、統一選挙って、そんなものしかやっていないのかと、逆に言われたりすると、逆にそういうお話をいただいたときに、それだったら合わせて一緒にやったほうがいいのではないかというお話が出たりするのも事実であって、統一地方選挙のあり方というのは、それも法改正が非常に必要なので、それはやってくださいみたいな、国の中で議論してくださいということは、何度もこの間、申し上げてきているということもあって、だけど現実、それが法改正できているのかと。

議会の中でそういう議論を、私はしてもいいのだろうし、法改正の部分、統一というものの考え方というの、あることはあるのだろうなど。それはこの請願とはまた別な部分だけれども、我々が区民の方々からこういうお話をいただいたときにご説明をしたりすると、そういう話が多く出てくる。そういうことに対して対処していくのは、我々もやぶさかでないということは、お答えしていかななくてはいけないのだろうなと感じているということでもあります。

○渡部委員長

ほか、ございますでしょうか。

○あくつ委員

意見を述べる前に、念のため、先ほどのご説明の中にあっただけかもしれないのですが、局長に確認なのですが、私ども地方議員の任期、4年間というものが、何という法律によって定められているのか。また、首長が4年間という任期がどのように定められているのか。当たり前の話ですが、大事です。どのように定められたのか。いわゆる国民の正当な代表である国会議員によって定められたのか。この確認を、どの法律でそれぞれ定められているのか、教えていただきたいと思います。

○久保田区議会事務局長

地方の議会、また首長の関係につきましては、地方自治法で定められておまして、それぞれ任期は4年ということで定められているものでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。この請願なのですが、先ほど、どのぐらい区民に意識があるのかというところで、これも主観によって、意識がある、ないという先ほどの議論がありましたけれども、通常、区民の方が1億円、1億数千万円削減ができるから、2つの選挙を1つにしたらどうだとお考えになること、これは至極当然のことかなと思います。

その上で、今回の請願の要旨が、数カ月という短期間で行われる2度の選挙を1度にしてほしいという請願の要旨になっているのですが、この点について、まず私どもの考えを述べたいと思うのですが、先ほど、法律で定められた4年間の任期というのは、そもそも憲法に定められている参政権に基づくもの、これは主に国会議員の参政権、国会の選挙ですが、その中で定められているものである。その後、地方自治法によって4年間の任期が定められている。この大原則であって、4年間の任期をもって、我々は投票、負託を受けて、決められている。これは大原則であります。もうわかり切ったことを、皆さん、今さら言うなと言われるかもしれませんが。

それで、憲法には同じく、第8章で地方自治という章を設けて、そうはいつでも住民自治、これは地方自治の本旨に基づいて、地方自治は行いなさいと。こういうことも定められていて、法律で定められたことに関して、住民が一定の意思を反映させることはできるのだということで、まさに例外である特例というものを定めて、住民が選挙というものに関して関与することができるように定めている。しかしそれには、例外であるからには、5分の3の出席が必要であって、そして5分の4の賛成という、ものすごく高いハードルが課せられていて。

〔「4分の3」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員

4分の3の出席の、5分の4の賛成という高いハードルを課せられていることの意味ということ。それと、先ほど共産党からもありましたけれども、前段の理由、趣旨の部分で、「解散の請求に関する世論の動向にかんがみ」とありますけれども、これが、先ほどこの請願の中にある、執行費が軽減できるということ。これも、それに当てはまらないとは言いませんけれども、これに当たるのかどうかという、例外的なものを適用するのに当たるのかどうかというところ。これは慎重に私どもで検討しなければいけないことだと思います。

公職選挙法の90日ルール。これも、多分ぎりぎりのところ。憲法で定めている参政権、政治に参加する区民の権利。それは、我々の4年間という任期を国会で決めている。それと、先ほど言った住民自治というもののぎりぎりの関係の中で、90日だったら、そういうことは例外として認めますということになっている。

あと、ここからは会派の中でもさまざまな議論があるのですが、この中に文言として、議会の

自主解散ということがあります。今回の請願に関して、一部の会派の方からは、これは今回の区長選のこの関係もあるので、臨時にやらなければいけないというご指摘もありました。

それで、私が考える議会の自主解散というのは、先ほど申し上げたように、例外中の例外を適用することですから、百歩譲って、区長がご自身でご判断をされて、こちらに合わせてくるということならば、それはまた別の考え方なのでしょうけれども、区民の4年間の負託を我々がなげうって、みずから自主解散するというのは、先ほどから申し上げているとおり、憲法で定められているところの民主主義、参政権の自殺だと思えますし、暴挙だと私自身は考えます。この理由でやるならばです。

ただ、この請願は、自主解散をしてくださいという内容にはなっておりません。ですから、もしそういうことを考えるのであれば、ちょっと強い言葉で言いましたけれども、個人的には私はそういうふうを考えます。

というところで、なかなかお気持ちでは、区民の気持ちとして、そういうふう投げかけられれば、経費削減ができるということであれば、確かにそういうお答えをされる方もいらっしゃるのだと思うのですけれども、2度の選挙を1度にしてくださいということは、先ほど申し上げたとおり、慎重に議論しなければいけないというところがあると思えます。それを考えたときには、ここの場で結論を出せと、賛成をしろというのは、唐突感があるのかなというのが私どもの考えです。

○渡部委員長

ほかはございますでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

先ほどから、紹介議員になられているお二人から、ここに書かれている趣旨の提案があったのでということ言われていますけれども、ここに書かれている提案の趣旨で、先ほどからの投票者の利便性、投票率のアップ、それから経費の削減、そういうことのために、2度の選挙を1度にしてくださいという請願なのですけれども、そういうことをすることが必要だと考えられて紹介議員になられたのか、この趣旨に対して、どう受けとめられたのかということについて、まずお聞かせください。

○石田（し）委員

安藤議員のご質問の中で、既にお答えはさせていただいております。なぜ我々が紹介議員になったかというのは、各質問の中で位置づけてお話をさせていただいておりますので、それ以上でも以下でもない。

○鈴木（ひ）委員

ということは、先ほどのお話からすると、3つの点から、2つの選挙を1度にすべきだと考えられているということで受けとめさせていただいていいのでしょうか。

○石田（し）委員

主に3つの視点をもって、我々もこの請願において、我々と同じ考えだといったことで、紹介議員にもなりました。別の話をするのであれば、この理由の中でも若干触れていますが、区議会議員の補欠選挙が、区長選挙が行われる場合、欠員がある場合は、補欠選挙も行わなければいけないと規定が定められている中、約7カ月の任期のために区議会議員の補欠選挙を行わなければいけないというのも、我々も実は今、会派の全ての議員が補欠選挙の経験者であります。我々の出る側からの視点も、実際に投票される側の方々の視点も、どっちの視点をもっても、我々としては同日開催というのがいいのではないかという思いで、紹介議員になっております。

○鈴木（ひ）委員

先ほどから、2つの選挙を1つにするには90日ルール、または地方自治法の地方公共団体の議会の解散に関する特例法を使う。それ以外は、2つの選挙を1つにするということはできないわけです。90日ルールは品川区が当てはまらないために、この特例法を使って自主解散という以外は、2つの選挙を1つにするということはできないわけですが、先ほどからも議論になっていますように、この特例法の趣旨には、「世論の動向にかんがみ」というのがあるわけです。

そのところを先ほども、周りでは世論の動向があるのだというお話をされていると思うのですが、私はこの請願そのものが、今回なぜ出されたのか、そもそもなぜ出されたのかというところに立ち返ったときに、これはもともと国民民主党から、こういう請願を出したいと。さまざまな代表者になってくれる方を探していると。そして、町会の代表者や商店街の代表者なども、その中に、ぜひ代表者になってくれるようにということをお願いしているということもお聞きしてまいりましたけれども、そういうところからの代表者としては、断られたと聞きました。

その事実からしても、私は区内中に、「世論の動向にかんがみ」というところに当たる事実というのがないから、そういうふうな代表者にならないということになったのではないかと思うのですが、その点を1つ、お聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、7カ月間の重要な議会を、議員の職責を奪うものになっていくわけですが、先ほども本多委員から、政治空白はつくらないということでは言われましたけれども、そのことを言っているのではなくて、今、平成27年のときに区民の皆さんから選ばれて、負託を受けた私たちの身分のことで言っているのです。その4年間負託された中で、最後の1年間というのは、特に公約実現の最後の集大成の年になるわけです。

しかも、その最後の集大成の年の7カ月間というのは、ただ単に12分の7ではないのです。先ほどからも言われているように、4回の定例会の中の3回、それから決算議会に予算議会というところで、区民の側からの要望を受けて、区民の願い実現のために、公約実現のためにも、全力で集大成の年として頑張りたいという機会を、奪うものになっていくわけなのです。みずからそれを放棄するものなわけです。

というところで、私は、議員みずからが議会と議員の役割を放棄するものであり、議会と議員の役割を否定するものだと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。2点、お聞かせください。

○石田（し）委員

まず、代表者の件ですが、請願代表者の方たちに非常に失礼な話なので、あまり多くは語りません。実際にこの請願を出されている代表者が2名いらっしゃいます。そのことに関して、誰が請願代表者になるならないかとかという議論というのは、慎みたいと思います。

それで、私がこの間、さまざまな方とお話をしている中で、この請願の意味というのは非常に高評価をいただいております。誰しものが、私がお話をした限りではありますが、いいことなのではないかと。ただ、一定の時間等も必要なのではないかというご指摘もいただきましたが、基本的には、この投票者の利便性、投票率のアップ、そして経費削減については、ほとんどの方が非常にいいことではないかという声をいただいております。

そして、2つ目。先ほどから、我々が職責を放棄するというお話がらありますが、我々の認識はそうではありません。決して職責を放棄するのではなく、逆に、いろいろ調べていく中で、これをもし同日開催する場合というのは、議会の自主的な解散しかなかなか道がないのではないかなというのが、

我々の認識であります。なので、我々しかできない改革なので、我々としては、そういった部分も含めて検討するべきだということで、紹介議員になっています。

それと、議員の任期4年の最後の1年が集大成だというお話がありますが、それも我々としては意見が違いまして、我々は常にどんなときも全力で、さまざまな政策に取り組み、我々の公約も含めて、区民にとってよりよいものを実現するために、常に全力で取り組ませていただいておりますので、たとえ最後の1年だろうが、真ん中だろうが、それは変わりなく議会活動していることを、ぜひご理解いただければと思います。

○本多委員

私も2つの点についてお答えしたいと思いますが、請願書が出されるまでの間の経緯というのは、いろいろな背景があると思うのです。区政71年、請願書は多数出てきましたが、それはやはり請願権の自由だと思うのです。区民が請願書を出すということも自由な意思ですから、そこはそういった理解もしております。

2つ目なのですが、4年間の任期を全うする、これは原則だと思います。誰もがそう思っているところだと思います。それで、4年目の公約が最後の年というのは、個の話だと思うのです。4年間の任期の初日から、公約というのを守るべく、それぞれが働きかけたり活動していると思いますので、4年目、最後の年の公約云々というのは、個の話だと思いますので、4年間の任期を全うするというのは原則ですが、我々は政治をやっているのです。その原則ももちろん根底にはありますけれども、ルールにのっとって政治を動かしていこうという取り組みですので、物事に対する是非は、賛否はあるのはわかりますが、手続にのっとって進めているということは道理になっているということは、ぜひご理解いただければと思います。

○鈴木（ひ）委員

私は、このお二人が請願を出されたことに対して、どうのこうのということは一切言っておりません。もちろん、憲法に保障された請願権は十分に保障されるべきだと思っております。そのことは一切否定をしておきませんので、そのところはきちんと述べておきたいと思っております。

それで、私が言ったのは、「解散の請求に関する世論の動向にかんがみ」という、この背景は見当たらないということでの例として、今の事例を挙げたものであります。

それから、7カ月のことに関してですけれども、4年の任期のうちの4分の1、その4分の1の多くが集中するのが、この7カ月になっているわけです。その7カ月の区民から負託された職責を果たす権利を、全議員から奪うというのが自主解散でありますから、そういうところで、私は議会と議員の役割をみずから否定するものだという事で申し上げたものであります。

それからもう一つ、経費のところ、1億円の経費の削減ということでもありますけれども、憲法に保障された参政権の、最も重要な国民の政治参加の権利が、この選挙権だと思うのです。その選挙権を保障するための経費というのは、必要な経費であって、これは当然、削減するべきものではないと思います。そういうところでは、経費削減のために1つにするということは、参政権を保障するためにも、あってはならないことだと思います。

それから、投票率のアップということもありますけれども、投票率が確かに区長選は低いです。それから、全体にも十分高いとは言えないと思います。なぜ投票率が低いかというのは、区長選挙が単独で行われているためということだけではないと思うのです。この国の選挙制度そのものが、さまざま、ことごとく制限されていて、立候補する者にとっても、それから国民の側にとっても、自由な選挙運動が

できないというところに根本的な原因があると思うのです。

そういう選挙制度のところこそ、メスを入れることが必要であって、一緒にすることで投票率を上げるといふことには当たらないと思いますし、逆に私は、先ほどからもありましたように、中間選挙の区長選挙に合わせることによって、区長選挙のほうは若干上がるかもしれませんが、区議選のほうは下がってしまうという懸念があるのではないかと思います。

○渡部委員長

ご意見として。

ほかにございますか。

○石田（し）委員

先ほど若干ご質問らしいものがあつたのでお答えしますが、1つは、権利を奪うといったご発言がございましたが、先ほどあくつ委員からもお話があつたとおり、自主解散の件ですが、4分の3以上の出席のもと、5分の4の議員の賛成によって、議会というものは解散されるわけであつて、たとえ、仮に私1人が解散をするべきだと言っても、それは解散をできることではありません。これは、議会の5分の4ですから、ほぼ総意で解散をするといったことでありますので、必ずしもこの権利を奪うわけではありません。

それと、参政権の保障というお話がありましたが、仮に同日の選挙を行ったとしても、参政権の保障というのは守られているわけでありまして。何ら区議会議員選挙をやめろという話をしているわけではありません。あくまで同日開催をすることによって、さまざまなメリットがあるのではないかとということで、我々としては、この請願の紹介議員になっているので、参政権の保障というのも、そのまま保障はされているといったことを、ぜひご理解いただければと思つて、お話をさせていただきます。

○あくつ委員

私の名前も出てきたので、誤解のないように申し上げておきたいのですけれども、今、参政権の保障というお話があつたのですが、参政権というのは、別に投票する権利だけではないのです。区民の方が4年間の約束で、私たちに投票をする、政治に参加をする、これが参政権なわけです。ですから、投票する権利だけが参政権という誤解をしていただきたくないのですけれども、先ほど何のために局長に、それが何で定まっているのかと、4年間。地方自治法で定まっていますというお答えをいただいたのは、そういう意味であつて、そもそもそういう約束が大原則になっているということを確認させていただきました。それを含めての参政権というお話をさせていただきました。

○渡部委員長

ほか、ございますでしょうか。

○新妻委員

先ほどあくつ委員からも意見がありましたけれども、私も一言、区民の声を聞いているところがありましたので、申し述べさせていただきます。

まず、前提として、区民から出されているこの請願に対しては、否定をするものではありません。今回出されました内容に関しては、少し私の中でも唐突感があるなという感想はあります。

その上で、ここの中に書かれております1億円の経費の削減ができるということですが、先ほどあくつ委員も言つておりましたが、これは、当然そう言われれば、税金が無駄遣いされないということであれば、それは当たり前であると、そうだよなというふうになると思いますけれども、その後、議会が自主解散をして首長選挙と合わせた例があるという一文の中で、今回、区民の方のお話の中では、

確かに1億円は削減がされとなればいいけれども、自主解散になった場合に、4年に1回の選挙が行われている、そういうところに挑戦をしようと思っている方の行動が奪われてしまうのではないかと。そう思われても、捉えられかねないなというお声もあります。ある意味、現職の議員の保身ではないかというお声も、区民の方からあったのも事実でございますので、そこは言わせていただきたいと思えます。

○渡部委員長

ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

○あくつ委員

今の新妻委員の補足ですけれども、これは区民の方に、保身だと思わせてはいけないと思うのです。そういうところでの、今の区民の方のご意見ということなので、これを、自主解散をやるとは言っていないけれども、自主解散ということをもし我々が決断したときに、そういうふうと思われる懸念があると。そういう懸念を区民に与えてはいけないということで、今、新妻委員は申し上げたと思えますけれども、一応、補足をさせていただきました。

○飯沼副委員長

この間の経過を知っていて、どうしても疑問点が残るので、お聞きしたいのが、1つは世論の動向。これが具体的にどの程度あるのかなというところにおいて、私たち会派はほとんど聞いていないのです。今日この場で、聞いていますというところが若干ありましたけれども、もうちょっと、どういう場面で、どのぐらいの、量的にもそうなのですが、どんな意見。どんな意見かは、ここに書いてあるのとほとんど同じ意見が、幾つも出されています。

もうちょっと具体的に中身を知りたいと思うのは、例えばインターネットでこの間、世論がどのくらい起きているのかと、私はすごく調べたのです。この間の問題が、あまり出ていないです。あと、自治体も私は一生懸命調べて、20自治体ぐらい調べたのですが、品川区と同じようなところは本当に皆無なのです。そういった面では、私は今の時点で、世論はないなと。この時点で議論すべき世論は起きていないなと思っているのです。

だから、もうちょっと住民の方々の意見も、具体的にどの程度なのか。議会の請願は、この間は1本です。この間の動向も含めて、請願がどのぐらい出されたのか。あと、議会における議論も、私が記憶するところでは、1件しかないのです。議事録を引いたのですが、ほとんど載っていません。どういう場面で、どういう質問をして、何を求めたのかというのを、ここにいらっしゃる方でいらっしゃったら、具体的に聞かせていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○石田（し）委員

私に対する質問なのかわからないですが、紹介議員ですので、答えられる範囲で答えたいなと思っているので、お答えをしますが、まず世論ですが、何をもちいて世論なのかというのは、皆さんに逆にお伺いしたいですけれども、何があったら、世論が大きく動いているとなっているのかというのを、逆に我々としても、説明がなかなか難しいのではないかなと。

ただ、例えばどのような場面というお話ですが、先ほど同じ会派で何度も同じような質問は、ぜひ避けていただきたいと思うのですが、先ほどからも私がお話をしているとおりで、なかなか区民の方が全ての仕組みを理解しているわけではありません。そんな中で、例えば区長選挙が行われる、また我々の区議会議員選挙が行われる際というのは、もちろん区民の方たちも、意識がどうしても選挙という意識に向いてくる。

そういったときに、「この間、区議会議員の選挙って、やられたよね」と。「それは補欠選挙なんですよ」「じゃ、今回、一般選挙のときには、この間選挙をやったばかりだから、その方たちは出ないのね」「いや、あれは補欠選挙で、任期が7カ月なんですよ」「そうなんだ。何でそういうことをやるんだろうね」というような会話の中で、さまざま話が出てきます。これは、私からそういった話をする場合もありますし、お話をされているときに選挙の話になったときに、実はこういうルールなのですよと言ったときとかに、そういった話題というのは出てきますし、今回こういったお話というのも出てきますので、経費削減だったり、利便性、投票率アップというのは、そういうときに出てきます。

それと、もう1点ですが、何でしたっけ。

〔「議会で取り上げた」と呼ぶ者あり〕

○石田（し）委員

議会での取り上げですが、基本的に我々としては、議会の質問というのは、我々のことに関して行政サイドに質問することというのは控えていますので、執行費の部分とかは、そういった場面で質問する機会がありますが、基本的に我々議会のことですので、議会のことを行政サイドに質問・意見するというのは、議会と行政との役割の違いがありますので、我々が公式な会議の場で、そういった話をするというのはありません。なので、出てこなかったのではないかなと思います。

なので、以前、安藤委員だったと思いますが、質問されたことに対して、我々は公式もしくは非公式の会議の場でも、さまざま意見交換も含め、勉強も含め、これまで続けてきたということをお伝えさせていただきます。

○飯沼副委員長

1つ、世論を何でもって世論と判断するのかというところにおいて、いろいろな場面で感じられることもあると思いますが、やはり世論で動向になっているということは、どこでもある程度、話題になっていて、例えば40人いる区議会議員だったら、いろいろなところで聞いているよと、多分話題になって、例えば議会であるならば、行政に求めなくても、品川区議会においては議会改革の取組みがあったので、あり方検討会とか、そういうところに当然、議論のテーマとして上って、みんながそうだねと言って、議論を重ねてきていると思うのです。

この間、議会を見てみると、そういう議論はほとんど、あるいはテーマでちらっと出てきたけれども、取り上げられず、議題に上らなかったという中身といった点からしても、議会での議論も、さほど重要視されず、議論が深まったとは言えない。世論のところも、私は1つには、いろいろあるかもしれないけれども、請願の本数にしても、請願者の数ではないと思うのです。1人でも大切な請願はありますが、請願の本数からしても、あまりにも出てきていないなど。これでどうやって世論が盛り上がっている、区民の要望であると捉えるのかなというのは、大変疑問です。

この2点は、今のお答えではとても払拭できません。なので、もし何かあったら、もう一度どうぞ。

○石田（秀）委員

これは見解の違いになってしまうかもしれないのですが、あとは政党間の違いになってしまうかもしれないのですが、我々も政党です。だけれども、我々の会派はご存じのように、個人の活動も非常に地域の中では多く、その中で、地域の中で自分で力をつけて、議員になってきなさいよという政党だと我々は思っています。我々はそういう政党にいるので、それはそれで、我々の会派というか、政党の話です。

そうなってくると、ご存じのように、約半年でもう一度選挙があるわけでありまして、今この場で、

こういう状況で地域を見ていただくと、我々も政党人ですので、我々の補欠候補のポスターは、私の地元にももちろん張っている。それはもちろん、政党人ですので張っている。例えば我々の集会を年に1回ぐらい、私も行っていきますけれども、そのときにも、補欠の方は必ず呼んだりします。それで、今回は何としてもこの人を当選させてくださいというお願いを補欠選挙です。だけど、今回はそういうふうに名前を書きますけれども、半年後は私の名前を書いてくださいね、私の会ですからと。

こういう形の、毎回そういう時期の、毎年会はやっているわけけれども、そういうことをやるたびに後援会の皆様から、こういうややこしいことはやめてくれと必ず言われる。それは我々の政党のやり方なのかかもしれないけれども、我々としては、必ず9月ごろに、私も自分の会を毎年開いているけれども、そうなってくると、必ずそういうことが起きるのは事実で、そうすると、世論の高まりというのはよくわからないけれども、平成18年当時から、毎回選挙のときに、例えばうちの後援会の役員の方々、支持者の方々、毎回来てくださる方が、いつも150人か200人いらっしゃるけれども、そのとき必ずこのことを言われる。ややこしいからやめてくれと。

そういうことは、我々の政党ではよく起きてはいるけれども、世論の盛り上がりということだと、毎回4年に1回こういうことがあって、我々も政党人ですから、その補欠の候補の方を一生懸命やるけれども、必ずこういうことが起きて、後援会の方々から、それはもうやめてくれというのは毎回言われる。それが世論の盛り上がりというのかどうかかわからないけれども、そういう意味では、そういう声はすごく多く聞くというのは、事実としてご理解いただければと思います。

○飯沼副委員長

こちらにも答えていただきましたのですが、特にその後はないですか。

では、今のご説明と、その前にもあったのですが、補欠選挙があることが何とかならないかというのが、今回の主なのですか。そこがものすごく強調されているのですが、議会に欠員ができたときに、補充するのは当然であって、どこの時期に何があっても、できるだけ早く補充をしていくというのは当然であって、申し訳ないけれども、そこについても私たちは、補欠選挙が煩わしいとか、何とかしてほしいという声は聞いていません。そういった意味で、さっきから世論の動向というところから考えても、議会のこの間の動向から見ても、みんなでこの時期、この請願を通して何とかしなければいけないという、そういった時期では全くないと考えています。

先ほど鈴木ひろ子議員も紹介しましたがけれども、請願者に対する個人のことは云々かんぬんと、話さないとありましたけれども、私はここに触れないわけにはいかないと思うのです。この請願が出される前に、共産党の控室におりましたら、地域の町会長からお電話がありました。選挙を同日開催してほしいという請願を何とか扱ってほしいという内容の電話が入ったのだけれども、共産党の考えはどうかと聞かれたのです。

そのときに、議会が、任期があるにもかかわらず、例えば7カ月も任期を早めて解散するなど、よく議会が一致したねと、そういう総意になったねという話をされたので、私はびっくりしました。そんな請願が回っていることも知らないし、この請願は、だから議員が持ってきたという話も聞きました。こういう請願に対して、議会が一致したのですかと聞かれて、私は啞然としてしまって、そんな話もないし、一致でもありませんよと言って、共産党の見解をお話したのです。

そういった面からしても、私はとても素直に、今回この請願云々かんぬんの出された方に対して批判をするわけではありません。この時期にこのことを取り上げて、例えば今の時期からいったら、明らかに9月30日の区長選挙と来年の4月の一斉地方選挙を考えてほしいと受けとめざるを得ない中身では

ないですか。だから、そういった意味で、この時期にこの請願を通すのは、全く議会の意思でもないし、区民の意思でもないなという主張をします。

○渡部委員長

では、ご意見として伺います。

ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年請願第14号の取り扱いについて、ご意見を伺いたと思います。請願を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言を願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

自民党・子ども未来。

○伊藤委員

本日結論を出すということでお願いします。採択でお願いします。

○あくつ委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いしたいと思います。理由としては、先ほど述べております。

○鈴木（ひ）委員

共産党としても、今回の請願に対しては、結論を出すということで、まずお願いしたいと思います。それで、態度としては、不採択ということでお願いしたいと思います。

本当に今回の請願が、あまりに唐突だということでもありますし、また、今回の請願が法の趣旨からも反しているということ、それから、そういうことで全国にも全く例がなく、23区の中でも、別々にそのまま行っているという区が9区もあるという状況もあります。議会の中で、この選挙に対しての経費というのは当然の経費でありますし、自主解散によって、この7カ月間の職責を果たすことを奪うということに対しては、承服できません。以上で不採択です。

○松永委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。理由は先ほど。

○渡部委員長

それでは、請願第14号については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

それでは、請願第14号は、本日結論を出すことに決定いたしました。先ほどそれぞれの委員のご意見を伺いましたので、請願第14号につきまして、挙手による採決を行います。

採決を行う前に、本日は傍聴の方が大勢お越しいただいております。現在、こちらのテーブルは15名座っておりますが、議会運営委員会は議長・副議長を除いた13名でございます。この13名で決をとってまいります。過半数は7でございます。

それでは、平成30年請願第14号、品川区長選挙と品川区議会議員一般選挙の同日開催を求める請願を採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○渡部委員長

お下げください。

採択6名で、不採択6名です。可否同数であります。よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が裁決いたします。

委員長といたしましては、本件請願に対しまして、採択と裁決をいたします。

以上で請願・陳情審査を終了いたします。

次に、臨時会前の議運で説明のありました2つの議案につきまして、各会派の態度を含めまして、改めてご質疑等ありましたら、ご発言を願います。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○安藤委員

2つ一緒でしたっけ。

○渡部委員長

はい、両議案についてお願いいたします。

○安藤委員

一般選挙に関する決議のほうなのですけれども、改めて、今回こういった決議を出すことになったわけですが、自主解散ではない決議の内容になっているのですが、どうしてこういう決議を出されるのか、その理由をお伺いしたいというのが1点です。

あと、中身については、文言のところの3段落目の、「区民の負託に応えるべく」というのはどういう意味なのか、もう少し教えていただければと思います。

○石田（し）委員

どうしてこの決議を出されるのかということですが、今もいろいろ請願審査の中で、さまざまなご意見が聞かれました。この議会の委員会のみならず、さまざまな場面でさまざまな方と、この請願についても含めてですが、さまざまな議論をしてきました。その中で、できる限り、これは決議ですので、より議会としてしっかり決議ができるように、我々としてもこういった文言でまとめたということがあります。

「区民の負託に応えるべく」というのは、まさに言葉のとおりでありまして、これ以上の話も以下の話もございません。

○安藤委員

負託のところは、つまり、その前段にそういう意見が出されているから、区民世論があるから、それに応える必要があるという意味なのかどうかということをお伺いしたかったのも、そういう内容、そういう理解でいいのかというのは、後で確認させていただきたい。

それと、私が伺ったのは、今回臨時議会そのものの開催が、何でこれを開催したのかということで、前回の臨時会を開くかどうかの議会運営委員会の中で、議運委員長から、請願の趣旨である「自主解散」、請願の中にも確かに文言があります。自主解散について判断する必要性のあることから、臨時会の開催を請求していくという仕切りがあったのですけれども、今回出された決議というのは、自主解散をするというのではなく、結果として自主解散ではないと。よく議論していく、長期的に議論していくということになったわけなのですけれども、何で自主解散ではないものが出されたのかということをお伺いしたので、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○石田（し）委員

同じ内容の質問は、ぜひやめていただきたいと思いますと思うのですが、区民の負託の部分に関しては、請願

を含めてさまざまな声ということで認識をしていただいて構いません。

それと、もう1点、なぜ自主解散ではないのかというのは、先ほどお答えをさせていただいております。さまざまな方たちとお話をし、さまざまな場面でさまざまな方とお話をして、こういった内容に我々としてもまとめて、議案として提出したものであります。

○安藤委員

では、決議が提出できるようにまとめたという、先ほどのお話もあったのですけれども、自主解散ということでは、やはり議会としてまとまらないということになったという理解でよろしいのかというのを伺いたいです。

それと、辞任を求める決議のほうなのですけれども、この内容なのですが、大変問題なのではないかと思っていまして、といいますのは、内容が、前回もそうだったと記憶しているのですけれども、辞職を求める決議が可決されたということだけを理由に、辞任を迫るという内容になっていまして、実際、これは乱暴ではないかと思っていまして、重要なのは、そもそも松澤議長が辞職をしなくてはいけないようなことを何かしたのかという、不信任の中身なのではないかなと思うのですけれども、そこがないままに、議決されていますのでやめてくださいというのは、おかしいと思うのです。

ですので、改めて、私たちの態度をいろいろ表明してきましたけれども、松澤議長が議長を辞さなくてはいけない不信任に当たる内容というのは、改めて何なのかと、全く書いていないのです。そこに関して、改めて簡潔に、こういうことをしたから松澤議長は議長を辞さなくてははいけないという決議を出すのだということ、説明いただきたいと思うのです。

○石田（秀）委員

まず、1点目の自主解散という決議を、これは先ほども答えたので、もうこれ以上、また改めて言うつもりもないけれども、基本的に、臨時会を求めた。それは請願が提出をされて、臨時会を求めた。10人で臨時会を求めた。その形の中で請願を、その中で臨時会を開くに当たって、委員長が、それではこういう形でいきましょうということで、臨時会ができた。そのときに、こういう請願内容ですから、こういうことが予想されます。自主解散という言葉も入っていたので、それではそういう準備もして、事実上、こういう事実が起こってくると、こういうこともありますよという説明をただけであって、誰もそこで自主解散の決議を出すとか、これをしなくなったのですかとか、しますということも言ったわけでもない。

しなくなったということで理解していいのですねと、するかしないかなんて一言も言っていないのに、今お決めになったような形で、ではしなくなったのですねというお話をすること自体に、お答えすること自体がおかしくて、きちんとそれに対する決議を出してきて、先ほど来言っているように、我々もいろいろな方とお話をしたり、いろいろな形の中で、請願審査をして、請願も提出されたのであるならば、それは議会として、先ほど来いろいろ議会での議論がとか、いろいろもっとしていこうとか、時間が短かったとか、いろいろなお話が出てきたけれども、そういう形の中であれば、それを受けて、しっかりと議論をしていったほうがいだろうという決議は、ここの請願に応じて、それは上げていくべきだろうということで、上げさせていただいているということであって、自主解散がどうのこうのというのは一言も我々から言ったことはないのです、それはよくご理解をして質問していただきたいなと思います。

それから、松澤議長の件については、これもよくお読みいただきたいのは、ここは経過を書いているので、5月29日、議長の不信任に関する動議が出されて、可決決定をしたのです。そのときには理由も何も、さまざま書かれていて、それが可決決定したのです。なぜですかというのは、そのときもご

質問されたのでしょうか、そのときに可決決定をした。その後、7月11日の第2回定例会最終日、辞職を求める決議も可決決定をしたのです。定例会の冒頭、共産党の方々と生活者ネットワークの方々が9名参加をされたが、議会が開会できなかった。開会したのは夕方。その間に、ここにも書いてありますとおり、副議長進行という形で議会が開催をされた。

こういうことを踏まえると、ここにも書いてあるとおりで、第3回定例会が開催されますと。また混乱が起きるのではないのですか。起きることが予想されるので、それはこの2カ月間の中で、議長職を辞していただくことが、正常化に向けて、我々としては一番いい方法、いい対策と考えているので、この決議を上げさせていただいている。ただそれだけのことで、理由等はもう先ほど来出ているように、議事録等をよく読んでいただければ、この2回の中で何度もお話をさせていただいているので、今回の決議は、それを踏まえた決議ということになっているというご理解をいただきたい。

○安藤委員

その内容を踏まえているということですね。私たちは、そういうことなのですけれども、やはりことごとく不信任に当たる内容ではないということで、意見表明してきましたけれども、ほとんど私たちの理解としては、そもそも松澤議長がやめなくてはいけない、何か大きな、どうしてもやめなくてはいけない不祥事みたいなものがあつたのですかということ、理由を挙げて一つ一つ反論していったのですけれども、それはないと聞いたわけですが、その内容、そもそも論が、全員協議会も開かれましたけれども、ほとんど後景に追いやられてしまって、議決されたからというところがいつも強調されているという印象が強いのです。

だから、それほど松澤議長が辞めなくてはいけないということを強調されるのであれば、改めて、誰が聞いてもわかるような、こうでこうだからやめなくてはいけないという理由というのを、ぜひ事あるごとにきちんと主張されたらどうですかというか、対応に立ち返って、やめなくてはいけないと主張されるのであれば、きちんと区民にもわかるように、堂々と主張してほしいというのが1つあるのです。

もう一つは、前段ですけれども、決議ですが、連名で出される決議ということなので、もちろん決議を出すということは当然の権利なのですが、私が伺ったのは、前回の臨時会を開くときに、自主解散になるかもしれないということもあるから、どうしても臨時会を開いて請願を審議しなくてはならないということで、請求があつて開かれたということは、もちろん理解しているのですけれども、結果として、自主解散ということが書いていない。今回、自主解散をやらないよということの決議が出ましたよね。だから、何でこの決議の案が。

〔「請願の内容」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員

今提案されているこの決議の内容には、自主解散を、ある意味、しないとの内容が出てきているわけです。それを皆さんは提案されているわけでしょう。自主解散を今回はしないという判断をされたという、その決議の提案というのは、何でこういう決議になったのか、もっと言えば、何で今回、自主解散という決議を提出しないという判断になったのかというのを、何度も聞いているのですけれども。そこなのです。

○石田（し）委員

先ほどから同じような内容の質問をされても、我々としては同じ答弁になりますので、ぜひ効率的な議会運営にご協力いただきたいなと思います。

それと、以前お話をいたしました、決議をされたから云々というお話を、毎回共産党はされていま

すけれども、決議をぜひお調べください。議会での決議の可決というものが、どういった意味があるのか。これは、たとえ反対をされている方がいても、議会として可決をされたら、それは議会の意思決定である。これは議員必携にも書かれておりますので、ぜひもう一度お調べいただければと思います。たとえ反対をされている、議決がされている、可決がされているものに関しては、これは議会の意思でありますので、ぜひその意思を尊重していただければと思います。

○安藤委員

そういった意味では、先ほどの質疑もあって、それを踏まえての決議だと思いますけれども、議会運営委員会の中では採択・不採択が同数になって、委員長裁決でということ、請願は採択にはなりませんでしたけれども、決して、こうした議論を進めていくということが、大きな議会の意思になっているとは言いがたいといえますか、大きな意見が分かれている案件でございますので、こういった決議そのものの提出ということが、必要ないのではないかなと思います。

もう一つ、こちらの松澤議長の辞任を求める決議に至っては、今回、臨時会を請求で開くことになりましたけれども、臨時会の趣旨には当初入っていなかったものですし、しかも内容を見ていまして、混乱を避けることができないとありますが、私たちも述べてきたように、いろいろ議論はあったとしても、議会の中に参加をして、議会の中で主張をされて、議論を戦わせるということ、議員の職責といえますか、そうしたことをしっかり果たして、議会に出席していただければ、混乱というのは起きないわけですから、そういった意味では、あえてこういうタイミングでこの決議を出していくというのも、私はちょっとおかしいかなという意見を表明させていただきます。

○渡部委員長

意見として承ります。

○鈴木（ひ）委員

先ほどお聞きしたときに、それは議案の審査のときにということであった問題で、改めてお聞かせいただきたいのですが、この決議案にあるように、10月下旬からの第3回定例議会の開催にあたって。

○渡部委員長

議長のほうですね。

○鈴木（ひ）委員

議長のほうです。開催にあたって、このままの状態では第3回定例議会に、その後の定例会の混乱が避けることができないとありますけれども、私たちは皆さんが出席をすれば、混乱することなく、松澤議長のもとできちんと議会をとり行うことができると思っているわけですが、この混乱というのは、松澤議長のもとでは第3回定例議会の後も出席できないという、そういう混乱だということ考えているということなのですか。そのことについて。

○渡部委員長

提出者がいて、ルールにのっとって、緊急性があって決議が出されていて、その方々がそう思っているのだから、そうなのではないですか。

○鈴木（ひ）委員

いや、それを答えてくださいと言っているのです。混乱の中身について聞いているのです。

○渡部委員長

傍聴の方は静かにしてください。

○石田（秀）委員

いいですか。まず、議長の不信任に関する動議が可決をされたということは、先ほど石田しんご委員も言ったように、過半数の方はそういう態度をとられて、可決をされた。議決の重みを感じてくださいということは、我々は何度も議長にも申し上げた。だけれども、それは法的にお辞めにならなくてもいいということは、我々も重々わかっていますが、その中で、冒頭、出席議員が議長に不信任案を出して、動議を出して、可決をされた。ということは、議長を認めていない立場の我々が、それには出席をしなかった。

だけれども、そのときに、副議長進行なら我々は普通に行いますよということで、当日ですが、夕方になって開会をされて、その後は副議長進行で、1日の遅れもなく、全て予定どおりで行われた。我々もそれにはしっかり、議長の不信任案に賛成をしているメンバーとしては、そういう態度をとった。副議長進行ならと。

今回の第3回定例会でも、それはこれからどういう形になるかわからないわけです。ここで出しているのはあくまでも、我々が第2回定例会で、そういう副議長進行になったということも含めると、第3回定例会までに議長が辞職をしていただければ、そういうことは何も起きないだろうと。だからそういう決議を出しているのであって、これは第3回定例会までに、みずから辞職をしてくださいよということ強く求めていることであって、第3回定例会で、ではそこで議会に出ないのかとか、そういうことを言っているわけではなくて、現実的に第2回定例会で、こういうことが起きましたよ、このままの状態では第3回定例会およびその後の定例会の混乱は避けることができないと我々は感じていますよ。だから、そこまでにお辞めになってくださいということです。

第3回定例会のときに出るか出ないかなんていうことは、言っているわけではなくて、混乱が起きるかどうかというのは、我々だけではなく、私1人の個人の意見ではないわけで、これはいろいろ皆さんのご意見を聞きながら、どういう態度をとるかというのを今後考えるわけだけれども、それが今回、2カ月間これからあるわけで、それまでにお辞めいただくことが、一番そういう形では正常化ができるのでしょうかということで、この決議を出させていただいているということで、ではどういう混乱になるのですかなんて、そんなことはわからないとしか言いようがない。事実、起こったことは事実。

○鈴木（ひ）委員

まだ途中なので、すみません。

わかりました。今回、臨時議会が自民党と国民民主の求めで行われました。松澤議長のもとに皆さん出席をされて、先ほど、何ら混乱なく本会議が行われました。こういう形に第3回定例議会も皆さんが、今回松澤議長のもとで、当たり前のように出席されたわけですから、第3回定例議会も皆さん同じように出席してください。そうすれば、全く混乱はありません。

それで、もう一つです。改めて、今回こういう形で不信任動議が通ったこと、それから辞職を求める決議が通ったことをもとにして、松澤議長に辞任を迫るとするのは、私は乱暴だと思います。私たちは前からずっと主張してきましたけれども、改めて、この中に理由が一切述べられていないので、私たちが、なぜ松澤議長の不信任が理由に当たらないのかということ、もう一回述べさせていただきたいと思います。

自民党が不信任の理由に挙げている1つ、議長と消防団長の兼務の問題。これが既に去年の12月31日をもって、消防団の団長職を辞していますので、これは全く決着済みです。消防団長をおりるのが数カ月おくれたということは、辞任を求める理由には当たらない。これは皆さん一致されることで

はないでしょうか。

それから、2期2年という約束を反故にして信頼関係が崩れたというのも、これも自民党内のルールであって、私たち他党派には関係ないことです。そして、議員の任期というのは4年と定められている。これが法律です。

それから、競馬組合の厩舎の耐震建替えについて質問したという件も挙げられておりますけれども、この件についても、事前に調整することが必要だということはあると思いますけれども、ただ厩舎の耐震建替えを質問したということで不信任をするということは、あまりにも乱暴、不信任には値しないと思います。

それから、政務活動費の問題についても、第三者委員会の設置を行わなかったということが、職務怠慢だと言われてまいりましたけれども、この点も、この予算というのは4年前から計上されてきていたものでありますし、そして議長もこれから立ち上げるという表明をしているので、全くこの問題も不信任の理由には当たらないと思います。

それから最後にもう一つ、5点目には、本会議の傍聴者の拍手などを制止せずに、議場が混乱したと。この制止をしなかったことが職務怠慢だと言われましたけれども、議長はきちんと注意喚起をしておりました。そして、拍手をしたことによって、議会が何ら混乱は起こっていないというのが事実だと思います。

以上の理由から、いずれも辞職に値する内容ではないにもかかわらず、繰り返し繰り返し、松澤議長が辞めないと言っているにもかかわらず、数でそれをやめさせるための決議を出すということは、本当に異常だと思います。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員

まだ発言中なので、待ってください。ということで、こういう決議をこれ以上出すことそのものが、混乱をつくっているという原因だと思います。

○渡部委員長

意見として。

○石田（秀）委員

もう何度もその説明はしているので、議事録等を見ていただければいいので、だけれども一番は、ここにも書いてあるとおりで、何の理由がということが書いてありますけれども、いいですか。2段目を読んでいただければ、1回不信任案に関する動議が可決決定したと。その後、全協もあつたり、辞職を求める決議も可決決定したと。その中で、議長もみずから、議会との信頼関係は回復していくよと。自民党とも、皆さんからも、会派の中の問題だ、それは自民党とも、そういうことはきちんと関係改善をしていくよとおっしゃった。だけれども、第2回定例会冒頭でも、なかなかそうには感じられなかったもので、そういう混乱を来した。

その後も、各党派等とはいまだに信頼関係の回復には至っていませんよと。ご自身も、理由はずっと説明しているから言わないけれども、信頼関係の回復をしていきますよとおっしゃった信頼関係が、回復されているとは思っていない我々がいて、至っていないと判断している。その中だと、またこういうことが起きてしまうかもしれないので、第3回定例会まで2カ月間あるから、それまでに期限を決めて、辞職していただきたいということを言っていることであって、その理由は、信頼関係の回復をご自身でもきちんとしていくとおっしゃったことに対して、我々は信頼関係の回復ができていないとは思っていな

いということ、きちんと言っているわけです。

この2つのこれまでのことは、何度もご説明をしているので、それはそれで、それに対する意見は言っていた、きちん理由も書いていると我々は思っています。

○石田（し）委員

何度もお話をしていますが、我々としては、特に信頼関係の回復というのは、毎回決議が出されたときに、また出される前に、何度も皆様にもお伝えをしておりますが、ぜひそこには取り組んでください。この間の、いわゆる議会改革も含めて、取り組んでくださいとお願いをしてまいりました。それはさまざまな場面で、我々単独で、我が会派としてお願いをしたこともあります。

しかし、この間、一度たりとも動きというものは見られなかった。また、ほかのところでそういったお願いをさせていただきましたが、応じられなかった。なので、我々としては再度、この決議を提出せざるを得ない状況だということで、提案者にもなっておりますので、ぜひそこはご理解をいただきたいなと思います。

○飯沼副委員長

質疑の中で疑問があって、「議事録を読めばわかる」という発言が幾つかありました。でも、この決議というのは、区民の皆さんの目に触れるわけです。議会の中だけで議論し、議会だけで目に触れるものではありません。外にどんどん出ていきます。これを読んだときに、区民の皆さんが理解できるでしょうか。そういった意味では、きちん理由も書かれていない文章、私は不完全な文章だと思います。

あと、各会派といまだ信頼関係の回復に至っていない。私はこれは、認識が間違っていると。共産党は特に議長との信頼関係を失っているとは思っていません。信頼関係というのは、相互の話し合いによってお互いがつくり上げていくもので、ここが損なわれていて、たび重なる辞任とか辞職とか、結局は数です。数で圧力をかけて結果を導くというのは、最も議会らしくないところであると思っています。

だから、1つは、この文章が不完全なまま、この文章を決議することはできないなと思っています。この件はいかがでしょう。私は、とても不完全な中身であると思っています。とてもこの決議案を出すには至りません。いかがでしょうか。皆さん、十分だと思っているのでしょうか。

○渡部委員長

思っているから出ているのだと思いますので。

○飯沼副委員長

そうでしょうか。変わるところはないのでしょうか。

○渡部委員長

何かありますか。ないようでしたら、意見として承りますが、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

今までのやりとりを伺っていて、一言共産党に申し上げたいのですけれども、共産党がおっしゃっているのは、やはり一方的に聞こえるのです。さも正論をおっしゃっているような形に聞こえるのですけれども、それは一方の意見です。はっきり言えば、おっしゃっているのは、議長に対する反対派に対する反対意見です。ですから、先ほども求めていないのに、ご自身で反対理由を、さまざまなものをおっしゃっていましたけれども、それはますます議会を混乱させるだけであって。

〔「そんなことはないですよ」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員

あります。だからこそ、さっき議事録を読んでくださいと言ったのは、言い方が語弊があったら申し訳ないのですけれども、本当に区民のためを思うのであれば、一方的な意見だけを申し述べるのではなくて、きちんと両方の意見に耳を傾けてください。我々は前々から申し上げておおり、両方の意見には言い分がそれぞれあるなと思っています。ですから、棄権もさせていただきました。賛成も反対もしていません。

だから、自覚していただきたいのは、共産党は一方のほうだということです。全員が……。

○渡部委員長

傍聴の方はお静かに願います。

○あくつ委員

いいですか。結論として全員が参加しろというのは、結論ありきの話で、それができないから、今、議論をしているわけであって、そればかりをおっしゃるのでは、全く議論が進みませんので、そこは自覚してください。言いたいことをおっしゃるのはいいですけれども、いたずらに毎回、自身のおっしゃりたいことだけ言って、議会の混乱をどうおさめるかというのが、今、議運で話をさせていただいていることだと思いますので、これは私の意見です。いろいろなご意見があると思いますけれども、聞いていただければと思います。

ちょっと待って、まだ終わっていないので。辞任を求める決議については、先ほど両石田委員からお話があって、第1パラグラフ、第2パラグラフについては、おおむね事実であると感じております。これは、いいとか悪いとかは別にしてです。「留まっている」という言い方は議長に対して、議長が居座っているような表現にはなっていますけれども、これは事実です。「信頼関係の回復には至っていない」、これも別に全会派と信頼回復しているわけではありませんから、私どもも別に議長とけんかしているわけではないですし、信頼関係が損なわれているとも到底思いません。ですからこそ、私どもの会派は第2回定例会では副議長の進行に力を尽くしたつもりでいます。これは私の意見です。

次については、先ほどやりとりがありましたけれども、定例会の混乱を避けることができるのか、できないのか、これはわかりません。ただ、私の個人的な考えから言えば、このままいけば混乱するでしょう。これは私の意見です。

最後は主張になっていますけれども、おおむね事実に基づいているのかなという感想です。

すみません、もう一つの決議なのですけれども、先ほどの請願審査のやりとりを踏まえて、一度確認をさせていただきたいのですが、何度もさっきもありましたけれども、先ほどのを聞いていると、まるで解散の決議案が出てこないことが、さも残念のようなやりとりが共産党からありましたけれども、私はそんなものは出なくてよかったなと思っていますし、自分の会派が思っているとおりにいかないからといって、何で出さないのですかと、それは議論としてどうなのかなというところもあったのですけれども。

今回のことについても、解散には触れていないというところで、私どもも今回の件に当たっては、会派の中で議論いたしました。先ほど申し上げたとおり、私個人的には解散に関しては全くの反対でした。ただ、この課題があるということ、区民の間で、何で2回やるのだろうか。これは大勢の世論にはなっていないかもしれない。個人的には、なっていないと思います。大勢になっていないけれども、課題はあるのかなというところです。

さっきの補選というところについても、あり方については、やはり一度整理をするべきではないかと。先ほど安藤委員のお話の中で、大きく議論が分かれているところだから、議論をする必要はないのでは

ないかという意見がありましたけれども、それこそ議論する必要があるのではないですか。先ほど飯沼副委員長の話の中にもありましたけれども、そういうところを議会改革で議論すればいいだけの話でしょうとありました。話をすればいいのではないですか。そういう内容になっていると私は思いましたけれども、いかがでしょうか。

一応、提案者の方に確認させていただきたいのは、これはいわゆる解散ありきの話であるとか、同日選ありきの話ではなく、先ほど請願で出たとおり、区民の間での一部の疑問点があるということ、また、議会の中で大きく議論が分かれていることについて、整理をしていく上での議論をしたいと。こういう認識でいいのか、確認させてください。

○石田（し）委員

そのとおりであります。先ほどからお答えをしておりますが、さまざまな方たちと、さまざまな場面で、さまざまな事柄を議論し、今回この決議案を提出させていただいているということ、ぜひ皆様にはご理解いただきたいなと思います。

○渡部委員長

よろしいでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

今回の、そもそもこういう形で臨時議会が議員の要請によって開かれたという大もとは、今回の区長選挙に合わせて区議会議員選挙を、2つの選挙を1つにするという請願があったことを受けて、それで、そのためには自主解散が必要だからということで、緊急の臨時議会の解散の請求ということになったわけですが。だけれども、実際に出てきた決議というのは、自主解散とは全く関係のない、これであれば、その後の3定の論議で十分だという中身の決議でしかなかったわけですが。これそのものは、自民党にしても国民民主党にしても、こういう状況になるということは、請願が出た時点で判断ができたことだと思うのです。にもかかわらず、今回こういう決議案になったということ。

そして、それと同時に、今回、松澤議長の辞任を求める決議案が出されたということは、私もびっくりしました。何で2つの選挙を1つにするための臨時議会の中で、これが突然出てくるのかということで、大変驚きましたけれども、この経過から考えると、自主解散の決議もしないで、改めて松澤議長のこの決議を出すということでは、私は、どちらのほうがかつても臨時議会の中で出したかったのかと思わざるを得ないという感じがあるのです。そういうところで、臨時議会のあり方そのものが、大変疑問に思うところでもあります。

それと、先ほどあくつ委員から、一方的な意見だけを言うということですがけれども、議会というのは自分の考えを、また会派の考えを、それぞれ述べる場所ですから、そういうことに対しては、私たちはそもそも松澤議長の辞任に値しないと。そういうことで、もともとこのところが、そこから出発するところで考えるべきでしょうということを主張しているわけです。そういう中身のことで、それであれば辞任すべきだという、その中身について反論すればいいだけのことで、私が共産党としてはこう考えるというふうに、松澤議長の自民党から出された不信任に対しての理由を述べたことに対して、一方的だと言われる筋合いはないと思います。

それと、今回の辞任を求める決議が、こういう形で繰り返し繰り返し出されて、議会を混乱させるということに、私は大変憤りと、遺憾に思っております。それで、そういうことから考えれば、そもそも松澤議長の不信任動議がどうだったのか、ここに立ち返って、本当に松澤議長の不信任すべきだと思っ

べきだという議論は、あまりにも乱暴です。それなので、私は理由を改めて述べさせていただきました。松澤議長がなぜ不信任に値するのか。もしそういう意見があるのであれば、今の時点で松澤議長が不信任に値する、議長辞職に値するというのであれば、そのことについて述べていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○渡部委員長

今、さまざまな意見をぶつけていただいて、それは議員の個人個人の意見であって、また各政党間の考えであって、それは素晴らしいことだと思います。そこに対して、他の意見を求めるといいまでも、これだけの時間、さまざまなやりとりをしている中で、答えは一緒。もうそれぞれがしっかり考えて、やってきているわけですから、それに対して特段何か意見のある方は、この後も伝えていただいて結構です。そうでない場合は、そろそろ議論も熟してきていると思いますので、先に進めたいと思います。

○石田（し）委員

何度も同じようなことが質問されているので、そこに関しては答えませんが、1点だけ。我々があたかも自主解散をするために臨時会を開いたというのを、共産党が今回、この議会運営委員会で随分お話をされておりますが、我々は今回、この決議を出しているときにご説明をしているとおりであります。これまで請願が出されて、さまざまな方たちとさまざまな場面で、さまざまな事柄を議論して、最終的に請願審査にも臨みましたし、この決議文も提出をさせていただいておりますので、ぜひそこはご理解をさせていただきたいなど。どうしても解散動議を出されたいのだったら、ご自身で出していただければと思います。

○渡部委員長

まとめてください。お願いいたします。

○飯沼副委員長

今の発言は、とても失礼な発言だと思います。共産党としては、議会がみずから自主解散をすることについては、この間ずっと反対の意見を言っています。そういった意味において、この請願、決議の流れが、そういった方向に行ってはならない。そういう危険性を持ちながら、発言もしています。

そして、今日の9時からの経緯も含めて、この請願に対しての決議案に対しても、緊急性を考えられません。質疑の中で考えられません。そういった意味で、私たちは今臨時議会において、今議会です、今この時点で、この請願と、あわせてこの後の決議を決めることに対して、反対を述べています。今臨時議会ですから、そこを忘れないでいただきたいと思います。強調します。

○渡部委員長

ほか、ございますか。

○石田（秀）委員

何か今回の臨時議会が変な形で行われているみたい、必要がなかったのではないかみたいなお話をするけれども、それは、先ほど来ずっと言っているのだけれども、ルールにのっとって、それで前回の議会運営委員会の委員長も、正副の中でもお話があったのだろうと思うけれども、委員長の判断としては、そういう文言も請願の中に入っているもので、こういうことも考えられるので、臨時会を求めて、請願を付託をしていきましょうということになっているだけであって、その段階で臨時会を求めるときに、では自主解散まで含めてセットで出してくるとか、これは出さないとすよとか、そのときにそんな話は一切ないということだけは、ぜひご理解いただきたい。

○渡部委員長

臨時会に関しまして、さきの議会運営委員会、17日の議会運営委員会でも、共産党からも意見はいただきました。他会派からさまざまな意見をいただいて、今日に至っている事実はあるわけです。ルールにのっとって、これが請求されて行われる以上、私たち議員は、そのルールにのっとって議会を開かなければならない責務があるということだけは、まずご理解をいただいた上で、この辺で質疑は終了を。

○石田（し）委員

1点だけ。先ほど来、緊急性の話が出ているので、そこだけ最後に述べさせていただきますが、請願が出されて、その請願に関しては、同日開催を求めています。これは今回なのか次回なのかというのは、正確に文章として書かれていませんけれども、同日開催を求めています。そこで、議会運営委員長からご説明もあったとおり、もし仮に同日開催を今回の区長選挙で行うのであれば、40日以内というルールがあるので、その期間を鑑みると、早急に臨時会を開催して請願を審査すべきだと。我々はその思いで、今回臨時議会の開催を求めているので、これは臨時議会を開く緊急性というのはあったのだと、今でも思っております。

そして、今回審議をしっかりとさせていただいた中で、その審議に対しての決議というものを提出させていただいているので、せつかくこの臨時議会を開催し、皆さんも出席をされているので、ここで決議を出すのは何ら問題がないことなのかなと思いますので、ぜひご理解いただければと思います。

○渡部委員長

承知いたしました。

それでは、品川区長選挙および品川区議会議員の一般選挙に関する決議につきまして、再度、各会派の態度を確認させていただきます。

自民党・子ども未来。

○伊藤委員

賛成です。

○あくつ委員

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

共産党としては、反対です。今回の臨時議会の中で、こういう決議であれば緊急性もなく、今回の臨時議会でやるものとしてふさわしいとは思っておりません。

○松永委員

賛成です。

○渡部委員長

ありがとうございました。

請願および選挙に関する決議について、議運に参加していない会派等の態度を確認するとともに、本会議再開後の議事日程の整理を行う必要があるため、一旦休憩といたします。また、提出者について、追加等の予定がある場合や、討論の予定がある場合は、休憩中にお申し出ください。

それでは、暫時休憩といたします。

○午後 0時06分休憩

○午後 1時00分再開

○渡部委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お手元に新たな本会議運営案および追加議事日程を配付させていただきました。

まず、休憩中に事務局に確認していただきました、議運に参加していない会派等の態度等について、局長よりご説明を願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、まず請願第14号からご報告させていただきます。

無品、賛成。ネット、反対。高橋しんじ議員は賛成。西本議員も賛成と伺っております。

次に、品川区長選挙に関する決議。無品、賛成。ネット、反対。高橋しんじ議員、賛成。西本議員、賛成と伺っております。

○渡部委員長

ありがとうございます。

それでは続けて、今後の議事進行について局長よりご説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、資料No. 1をご覧ください。本会議運営（案）でございます。

この後、本会議を再開いたしまして、日程第2の請願第14号につきまして、議題に供して議論をしてみたいと思っております。こちらにつきましては、反対討論が安藤議員と吉田議員から出されておりますので、こちらにつきまして、委員長報告の後に討論を行いまして、その後、起立採決を行うという予定でございます。

その後、追加議事日程といたしまして、日程第1、第2、それぞれ議員提出議案の第1号、第2号について、急施案件として日程に追加することをお諮りいたしまして、緊急を要する案件ということになりましたらば、こちらの追加議事日程を行うということになります。

まず、日程第1の議員提出議案第1号、品川区長選挙および品川区議会議員の一般選挙に関する決議につきましては、石田しんご議員から提案説明の後に、こちらに書いてございますように、反対討論が鈴木ひろ子議員と吉田議員から出されてございますので、それぞれ討論をしていただきます。その後、議場即決をお諮りいたしまして、決議を採決するという予定でございます。

すみません、私が間違えました。議場即決を諮りました後に討論を行い、その後、決議を採決するというものでございます。

その次が議員提出第2号議案、松澤利行議長の辞任を求める決議につきましては、本多議員から提案説明をしていただきまして、こちらにも議場即決をお諮りいたします。その後、討論の申し出がありましたので、反対討論として、南議員と田中議員から反対討論を行います。

その後、投票を行います。投票は、無記名投票による採決ということでございます。無記名投票につきましては、賛成・反対のいずれかをご記入いただきまして、賛否を表明しない投票や賛否不明の投票は反対とみなすというもので、これまでどおりの取扱いとさせていただきます。また、開票につきましては、開票立会人といたしまして、第1会派、第2会派の副幹事長をお願いしてございます。今回は、伊藤昌宏議員とあくつ広王議員に立会人をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。その後、開票・採決結果を報告するというこの予定でございます。

そして、それが終わりましたら、閉会という運びになります。

○渡部委員長

ありがとうございました。

それでは、まず追加議事日程の2議案を、緊急を要する件として日程に追加することについては、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ありがとうございます。では、議事日程（1）の日程第2の請願については、起立採決。追加議事日程、日程第1、議員提出議案第1号については、起立採決。同じく日程第2、議員提出議案第2号については、無記名による投票ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ありがとうございます。そのように決定をいたします。

本会議運営（案）の採決方法の欄に、それぞれ丸をおつけください。採決方法については、各会派で十分にご周知くださいますようお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 その他

○渡部委員長

次に、予定表2、その他を行います。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会させていただきます。

○午後 1時04分閉会